

令和 7 年度自賠責制度広報・啓発事業について

1. 自賠責制度広報・啓発事業の経緯について

- (1) 無保険・無共済車対策の一環として、昭和 53 年度から平成 9 年度までの間、「無保険バイク追放キャンペーン」を実施。
- (2) 平成 10 年度からは、交通事故防止、被害者保護の重要性及び自賠責保険・共済の役割について広く国民に周知を図るため、無保険・無共済車対策を含めた自賠責制度全体の広報・啓発事業に発展させ、例年 9 月の 1 ヶ月間を広報・啓発期間として実施。

2. 令和 7 年度自賠責制度広報・啓発事業について

(1) 背 景

自賠責制度は昭和 30 年の制度創設以来、交通事故被害者の救済に大きな役割を果たしてきたところであるが、令和 6 年の事故発生件数は約 29 万件、死傷者数は約 35 万人と、依然として高い水準にあり、国民の誰もが交通事故の被害者にも加害者にもなり得る極めて深刻な状況となっている。

(2) 自賠責制度を広報・啓発する必要性

自賠責保険・共済は被害者保護を目的として創設され、全ての被害者に対して基本的な損害賠償を保障する制度であり、原則として全ての加害者の賠償責任を担保するものである。

しかしながら、自賠責保険・共済の加入は、自動車の販売店等において車両購入の手続きとあわせて行われている実態があり、実際に自動車を運行する者の同制度の認識度は必ずしも高いものとは言い難いこと、また、車検制度のない原動機付自転車及び軽二輪自動車にあっては有効期間満了後の加入状況をチェックする仕組みがないこともあり、従前より広報・啓発に努めているものの、依然として無保険・無共済車による事故が発生していることから、自賠責保険・共済について幅広く周知することにより、その認識度を向上させ、加入を促進させる措置を講ずる必要がある。さらに、近年普及してきているモペットや電動キックボードについても原動機付自転車等に該当するため、道路を走行する際には自賠責保険の付保が必要である旨、周知する必要がある。

3. 広報内容

自賠責保険・共済への加入促進、無保険・無共済車運行の違法性の周知

自賠責保険・共済は、自動車損害賠償保障法により運行の用に供する全ての自動車に対してその加入が義務付けられている。しかし、車検制度のない原動機付自転車や軽二輪自動車のみならず、車検対象車両による無保険事故も少なからず発生していることから、全ての自賠責加入義務車両を対象に無保険車運行の違法性を訴える。

また、無保険・無共済車による事故の場合は多額の損害賠償金を加害者が自己負担することとなるため、被害者とその家族だけでなく、加害者家族にまでおよぶ負担の重大性についても深く認識させる必要があることから、自動車の所有者のみならずその家族に対しても期限切れや加入忘れがないよう継続的に呼びかけることが重要である。

4. 自賠責制度広報・啓発の訴求対象（ターゲット）

国民全般

特に、モペットや電動キックボードの利用が多い若年層を主なターゲットとした広報・啓発を実施

5. 実施時期

9月1日（月）～9月30日（火）

6. 具体的な広報展開

(1) ポスター掲示・リーフレット配布

①ポスター：関係機関・団体、公共交通機関、学校、地方公共団体等に掲示依頼（A2判・B2判・B1判、約4万5千枚印刷）。

②リーフレット：関係機関・団体等の窓口等において配布依頼（A4判三つ折り、約76万枚印刷）。

(2) WEB活用

自賠責保険・共済ポータルサイトへの誘導

バナー広告、リスティング広告といったデジタル広告を実施し、自賠責制度や加入方法についての情報を掲載している自賠責保険・共済ポータルサイトへ誘導することで、制度理解、加入促進を図る。

（参考：自賠責保険・共済ポータルサイト）

<https://www.mlitt.go.jp/jidosha/jibaiseki/index.html>

(3) 保険・共済標章貼替え忘れに対する注意喚起

保険・共済標章の貼替え忘れが多い現況を踏まえ、保険会社・共済組合の協力を得て、各代理店あて貼替え忘れに対する注意喚起の徹底を呼掛ける。

7. ポスター掲示協力依頼先

(1) 国土交通本省から依頼

- ・ 自賠責広報協議会構成機関・団体
- ・ 二輪車団体、日本弁護士会、短期入院協力病院 等

(2) 地方運輸局等からの依頼

地方公共団体、関係行政機関、大学・短大・専門学校（上記以外）、商業施設、多客施設、自動車・バイク販売店、自動車教習所、運転免許センター、多数の従業員が通勤用に自動車や二輪車等を利用しているとみられる事業所 等

8. 広報・啓発の実施機関

自賠責広報協議会 各構成機関・団体

国土交通省、独立行政法人自動車事故対策機構、一般社団法人日本損害保険協会、一般社団法人外国損害保険協会、全国共済農業協同組合連合会、日本再共済生活協同組合連合会、全国自動車共済協同組合連合会、全国トラック交通共済協同組合連合会、一般社団法人日本損害保険代理業協会

など